



# 水道料金と下水道使用料の徴収手続について

## 質 問

A市では、従来から水道料金と下水道使用料を一括で徴収している。水道料金と下水道使用料を同時に滞納している者に対して、督促や強制徴収等を実施する場合、同じ手続により処理することは可能か。

## 回 答

水道料金と下水道使用料では、督促に関する手続については同じですが、強制徴収の方法、消滅時効の期間等が異なるので、同じ手続により処理することはできません。

## 解 説

### 1. 使用料について

地方自治法（以下「法」という。）第225条に規定されている「使用料」とは、行政財産の目的外使用又は公の施設の使用の対価であり、その使用に対する反対給付として徴収されるという性質を有するものであって、単なる役務の提供に対する反対給付である手数料とは異なります。

公共下水道は公の施設に該当し、下水道法第20条第1項にも使用料を徴収できると規定されていることから、下水道使用料は上記の使用料に当たると解されます。また、公の施設には、地方公営企業法の適用を受ける水道事業、工業用水道事業、ガス事業、軌道事業、鉄道事業、自動車運送事業等の公営企業も含まれ、これらの公営企業につき徴収される料金も使用料にあたり、水道料金も使用料に該当すると解されます。

### 2. 督促について

#### (1) 使用料の督促の手続きについて

督促とは、債務者が納付期限を過ぎても、その債務を履行しない場合に、期限を指定してその納付を催告する行為をいいます。普通地方公共団体の長（水道事業管理者を置く場合は管理者、以下同様）は、分担金（法第224条）、使用料、加入金（法第226条）、手数料（法第227条）及び過料（法第15条、第228条等）その他の普通地方公共団体の歳入（公法上の歳入に限る）を指定された納付期限内に納付しない者に対して、督促しなければならないと規定されています（法第231条の3第1項）。この督促は、滞納処分を行うにあたっての前提条件であり、督促がなされない限り、後述する滞納処分の手続きに入ることはできません。

なお、法第231条の3第1項に規定されているものを除く普通地方公共団体の債権については、地方自治法施行令（以下「施行令」という。）第171条の規定により、督促をしなればなりません。

#### (2) 水道料金、下水道使用料の督促について

水道料金と下水道使用料は、既述したとおり、ともに、法に規定される使用料に該当するため、その納付の期限を過ぎても、なお、未納である場合は、長は法第231条の3第1項の規定に基づき督促しなければならない。また、この場合、条例で定めるところにより、督促手数料、延滞金を徴収することが可能です（法第231条の3第2項）。

### 3. 強制徴収について

#### (1) 地方税の滞納処分の例による処分について

督促の際に指定した期限までに納付がない場合は、法第231条の3第3項の規定により、地方税の滞納処分の例による処分ができます。同項の規定により滞納処分できる範囲は、分担金、加入金、

過料及び法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入並びにこれらの歳入に係る督促手数料及び延滞金です。「法律で定める使用料その他の普通地方団体の歳入」とは、何らかの法律によって強制徴収できることを具体的に規定された歳入を意味し、例えば、児童福祉法第56条第10項の規定に基づく保育費用等が挙げられます。

なお、法第231条の3第3項の規定には、手数料が含まれておらず、手数料は特に法律の定めがない限り地方税の滞納処分の例によることができないことに注意が必要です。

#### (2) 滞納処分の方法について

法では、「地方税の滞納処分の例により処分することができる。」と規定されていますが、地方税の滞納処分は国税の例によることから、実際には国税の滞納処分の例によることとなります。具体的には、債務者等がその債務を納付しない場合にその財産を差し押さえ、これを換価して未納の債務に充当することとなります。

#### (3) 下水道使用料の強制徴収について

下水道使用料については、法附則6第6条第3号に規定されており、法第231条の3第3項の「法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入」に該当します。従って、督促の際に指定した納期限を過ぎてもなお納付がない場合は、滞納処分することができます。

#### (4) 水道料金の強制徴収について

水道料金は、下水道使用料と同様に公の施設の使用料に当たりますが、強制徴収できることがいづれの法律にも規定されていないため、地方税の例による処分を行うことはできません。従って、水道料金を強制的に徴収するためには、施行令第171条の2の規定に基づき、一般の強制執行手続である民事訴訟法上の強制執行によらなければなりません。

## 4. 時効及び不納欠損について

### (1) 時効制度一般について

時効制度は、ある事実状態が一定期間継続した場合に、その事実状態が真実の権利関係と合致するか否かを問わず、その状態を尊重してこれに法律効果を与え、権利の取得又は消滅の効果を生じさせる制度です。その効果は権利の得喪を生じることですが、時効期間が満了すると、その効力は、時効期間の始まった最初に遡って生じますので、消滅時効にかかった元本債権の債務者は、その間に生じた利息支払義務をも免れることとなります。また、時効は一定の事実状態が継続するものであるため、その事実状態を覆すような事実が生じたときは時効は進行しないこととなり、既に進行した時効期間は全く効力を失い、事実の終わったときから新たに時効期間を起算することとなります。これを「時効の中断」といいます。前述の督促は時効の中断事由に該当します（法第231条の3第1項に基づく督促だけでなく、施行令第171条に基づく督促も含まれます（行政課長通知S38.12.19)）。

### (2) 水道料金の時効期間について

水道料金の時効期間については、公の施設の使用料であるため、従来、法第236条第1項が適用され、5年と考えられていました。

しかし、平成15年10月の最高裁の決定（平成13年（受）第1327号）により、水道料金の時効の適用については、私法上の金銭債権に当たるとされました（正確には最高裁の前審である東京高裁判決（平成13年（ネ）第928号 水道料金請求控訴事件）に対しての上告につき、上告審として受理しない旨決定した事案。）。この最高裁の決定内容は、水道料金は民法第173条1号に規定されている「生産者、卸売商人及び小売商人が売却したる産物及び商品」に含まれ、単なる私法上の契約と位置付け、法第236条第1項に規定されている「他の法律」には民法も含まれると判断したため、水道料金債権については、民法の規定が適用され、時効は2年間であると結論付けたものです。

### (3) 水道料金の時効の援用について

時効の援用とは、時効によって利益を受ける者が時効の利益を受ける意思表示をすることです。時効の援用については、法第236条第2項に「法律に特別の定めがある場合を除くほか、時効の援用を要せず」と規定されており、ここで言う「法律」には、前項と同様に民法も含まれると解されており（行実S47.6.1）、水道料金の時効の適用については、時効の援用が必要となります。

つまり、債務者が時効の援用を行えば、当該債権は消滅しますが、債務者が行方不明等の理由により時効の援用がなされない場合は、2年経過後も引き続き水道料金請求権が存続することになります。

### (4) 下水道使用料の時効の期間及び援用について

下水道使用料については、その消滅時効に関し特別な定めをしている法律はないため、その時効期間は法第236条第1項の規定により5年となり、同条第2項により時効の援用を必要とせず、その利益を放棄することはできません。つまり、時効の期間5年が経過した場合は、絶対的に当該債権は消滅することになります。

### (5) 不納欠損処分について

不納欠損処分とは、債権の消滅、権利の放棄等のため、既に調定し納入を告知した歳入が徴収しえなくなったことを表示する決算上の取扱いのことをいいますが、これには、①時効の成立により債権が消滅する場合のように地方公共団体の意思とは無関係のものと、②債権の免除（施行令第171条の7）や権利の放棄の議決（法第96条第1項第10号）のように地方公共団体の積極的な意思決定に基づくものがあります。

下水道使用料の場合は、前述のとおり、時効の完成により債権は絶対的に消滅してしまうので、①により不納欠損処分を行うこととなります（議会の議決は不要）。しかし、水道料金については時効の援用がない限り債権は消滅しないので、②の地方公共団体による積極的な意思決定に基づいて

不納欠損処理することが必要になります。

## 5. まとめ

以上のように、水道料金と下水道使用料については、督促に関する規定には特段の差異はなく、いずれも法第231の3第1項の規定に基づいて行うこととなります。また、同条第2項に規定されている手数料、延滞金についても徴収が可能であり（条例に定める必要があります。）、時効の中断の効力についても同様の効力を有します。

しかし、これ以外については、大きく異なります。まず、水道料金はいわゆる自力執行権が認められておらず、強制徴収の手続きの一切を裁判所に委ねなければなりません。下水道使用料については地方税の例により強制徴収が可能であり、独自に財産の調査や差押、換価処分ができます。さらに、それぞれの時効に関する規定も異なり、水道料金については民法の規定が適用され、その期間は2年であり、援用を要し、期間満了により絶対的に債権が消滅するものではなく、不納欠損処理については、施行令第171条の7もしくは法第96条第1項10号の規定により処理しなければなりません。一方、下水道使用料については、法第236条第1項の規定により、その期間は5年であり、期間満了をもって絶対的に債権は消滅するので、時効完成を理由に不納欠損処理することとなります。従って、水道料金と下水道使用料を同じ部署で担当している場合においては、その滞納処分や時効の取扱い等に充分注意する必要があります。しかし、いずれの債権の場合も、常日頃から債権徴収にあってはできうる限りの努力が必要であり、その負担の公平性の確保に努めなければならないことは言うまでもありません。

（大阪府総務部市町村課行政グループ）